

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部計画課長
	有・無制限
平成20年2月20日から平成21年2月19日	

基安発第 0220001 号

平成 20 年 2 月 20 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

安全衛生業務の推進について

平成20年度における安全衛生業務の推進に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記の事項に配意の上、監督部署とも十分連携し、引き続き円滑な業務の推進に当たられたい。

記

1 労働災害防止計画について

第11次労働災害防止計画の推進については、別途指示するところにより、管内の労働災害発生状況等を分析・評価した上で、計画期間内における死亡者数の減少目標等を盛り込んだ推進計画を作成し、各種対策の計画的かつ重点的な推進を図ること。

2 特定災害対策等の推進

(1) 災害多発事業場等に対する指導等

ア [] に対する指導

[] 必要に応じ、局・署の幹部が経営トップ等に指導を行うこと。その際、経営トップ等が率先して安全衛生活動に取り組み、[] 安全衛生管理体制の確立について指導すること。また、法令遵守を徹底するとともに、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置 [] を確実に行うことなどについて必要な指導を行うこと。

イ [] に対する指導

[]
[] については、引き続き [] 積極的に取

り上げること。指導に当たっては、例えば、[REDACTED]
[REDACTED] 取組の促進についても指導すること。

(2) 機械災害防止対策

[REDACTED]
[REDACTED] なお、対象事業場の選定に当たっては、その効率的な実施の観点から、[REDACTED]
[REDACTED]

また、[REDACTED]
[REDACTED]

なお、[REDACTED]
[REDACTED]

(3) 就業形態の多様化等に伴う労働災害防止対策

ア 派遣労働者対策

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] なお、対象事業場の選定に当たっては、その効率的な実施の観点から、[REDACTED]

イ 請負労働者対策

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について、引き続き、個別指導、集団指導等あらゆる機会をとらえて、その周知等を図ること。

また、[REDACTED]
[REDACTED]

3 労働災害多発等の業種別対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害の防止

足場からの墜落・転落災害の防止については、関係省令等の改正を行う予定であり、別途指示するところにより、周知等を行うこと。

(2) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」等を改正する予定であるので、協議会を活用した周知を行うこと。

また、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 労働者の健康を確保するための対策の推進

(1) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の適切な実施を図るため、

本省においては、